**高知県院内保育所運営支援事業費補助金交付要綱**

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年規則第７号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県院内保育所運営支援事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的）

第２条　県は、医療従事者等の離職防止及び再就業を促進するため、病院及び診療所等に従事する職員のための保育施設の運営及び医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童の保育（以下「病児等保育」という。）に関する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象事業）

第３条　補助対象事業は、第６条に掲げる法人等が前条に掲げる目的をもって職員等の委託を受けて乳児又は幼児に対し必要な保護を行う事業（以下「院内保育所運営事業」という。）とする。

（補助対象施設）

第４条　補助対象施設は、医療法（昭和23年法律第205号）第７条の規定による許可を受けた病院及び診療所又は同法第８条の規定による届出をした診療所の開設者が運営する院内保育施設（近辺の他の病院又は診療所の医療従事者が共同利用することを目的として一医療施設が設置した院内保育施設を含む。）であって、別表第１に掲げる院内保育施設の種別に該当し、原則12か月運営し、かつ、保育料として１人当たり平均月額１万円以上徴収している施設とする。

運営月数の算定に当たっては、その月における開所日数がおおむね15日以上である場合には１か月として算定して差し支えないものとし、また、保育料とは保育に要する費用の保護者負担額（給食費を含む。）をいう。

（病児等保育）

第５条　病児等保育の実施内容等は、別表第２に定めるとおりとする。

（補助事業者）

第６条　院内保育所運営事業の実施主体（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる者とする。

（１）　日本赤十字社

（２）　社会福祉法人

（３）　厚生農業協同組合連合会

（４）　国家公務員共済組合及び連合会

（５）　地方公務員等共済組合

（６）　私立学校教職員共済組合

（７）　農林漁業団体職員共済組合

（８）　健康保険組合及びその連合会

（９）　国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合

（10）　医療法人

（11）　一般社団法人又は一般財団法人等

（12）　独立行政法人

（13）　国立大学法人

（補助事業者の義務）

第７条　補助事業者は、施設及び設備並びに運営について、高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第21号）に定める基準を尊重するものとする。

（補助対象経費及び補助額）

第８条　補助対象経費は、別表第３の第２欄に定める額とし、補助額は、次の各号により算出された額の合計とする。

(１)別表第３の第１欄に定める基準額と第２欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(２)前号により選定された額に別表第３の第３欄に定める補助率を乗じて得た額とし、予算の範囲内において交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第９条　規則第３条第１項に規定する申請書は、別記第１号様式とし、知事に１通を提出するものとする。

（補助金の交付の決定）

第10条　知事は、前条の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、補助金交付先に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第５に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助金の交付の決定の取消し）

第11条　知事は、補助事業者が別表第５に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助の条件）

第12条　補助金の目的を達成するために、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(１)事業の内容を変更（対象経費の30パーセント以内の軽微な変更を除く。）する場合及び事業を中止し、又は廃止する場合には、事前に別記第２号様式の変更（中止･廃止）承認申請書を提出して知事の承認を受けること。

(２)補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

(３)補助金と事業に係わる証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後５年間保管しなければならないこと。

(４)補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札にするなど県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(５)補助事業の実施に当たっては、別表第５に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(６)県税の滞納がないこと。

（概算払の請求）

第13条　補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第３号様式の概算払請求書によらなければならない。

（実績報告）

第14条　規則第11条第１項の規定による実績報告書は、別記第４号様式とし、１通を事業完了後10日以内に提出しなければならない。

（消費税仕入控除税額等に係る取扱い）

第15条　補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(１)交付申請時における消費税仕入控除税額の有無の報告

交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額の有無が明らかな場合においては、その旨を報告すること。

なお、当該補助金に関する消費税仕入控除税額を減額して申請しなければならないこと。

(２)実績報告時における消費税仕入控除税額の有無の報告

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額の有無が明らかな場合には、その旨を報告すること。

(３)消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(１)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、別記第５号様式の消費税仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告すること。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部を知事に納付させることがある。

（情報の開示）

第16条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年条例第１号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第６条に規定する非開示項目以外の項目は、開示を行うものとする。

附則

この要綱は、交付の日から施行し、昭和62年４月１日から適用する。

附則

この要綱は、交付の日から施行し、平成２年４月１日から適用する。

附則

この要綱は、交付の日から施行し、平成３年４月１日から適用する。

附則

この要綱は、交付の日から施行し、平成４年４月１日から適用する。

附則

この要綱は、交付の日から施行し、平成５年４月１日から適用する。

附則

この要綱は、交付の日から施行し、平成６年４月１日から適用する。

附則

この要綱は、交付の日から施行し、平成７年４月１日から適用する。

附則

この要綱は、交付の日から施行し、平成８年４月１日から適用する。

附則

この要綱は、交付の日から施行し、平成９年４月１日から適用する。

附則

この要綱は、交付の日から施行し、平成10年４月１日から適用する。

附則

この要綱は、交付の日から施行し、平成12年４月１日から適用する。

附則

この要綱は、交付の日から施行し、平成14年４月１日から適用する。

附則

この要綱は、交付の日から施行し、平成15年４月１日から適用する。

附則

この要綱は、交付の日から施行し、平成16年４月１日から適用する。

附則

この要綱は、交付の日から施行し、平成18年４月１日から適用する。

附則

この要綱は、交付の日から施行し、平成19年４月１日から適用する。

附則

この要綱は、交付の日から施行し、平成20年４月１日から適用する。

附則

この要綱は、交付の日から施行し、平成21年４月１日から適用する。

附則

この要綱は、交付の日から施行し、平成23年４月１日から適用する。

　附則

この要綱は、平成26年６月３日から施行し、同年４月１日から適用する。

附則

この要綱は、平成27年４月１３日から施行し、同年４月１日から適用する。

　附則

この要綱は、平成28年４月８日から施行し、同年４月１日から適用する。

　附則

（施行期日等）

１　この要綱は、平成29年４月７日から施行し、同年４月１日から適用する。

（準備行為）

２　この改正後の要綱第９条の補助金の交付の申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附則

１　この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

２　第９条の規定による申請は、この要綱の施行日前において行うことができる。

附則

１　この要綱は、令和２年３月　日から施行する。

別表第１（第４条関係）

院内保育施設の種別

１　院内保育施設の種別は次表のとおりとする。種別を決定するに当たっては、各基準項目を全て満たしていなければならない。

なお、保育児童数の算定に関しては、第４条の補助対象施設に従事する職員（当該補助対象施設に勤務する職員であって、人事異動等により他の施設の勤務となった職員も含む。）並びに近隣の医療施設及び介護施設に従事する職員の児童であって、年間の平均保育児童数が各種別の基準値以上あれば、各月において基準値未満（６か月以上に達する場合は除く。）であっても各種別に該当するものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準項目種別 | 保育児童数 | 保育士等数 | 保育時間 |
| Ａ型特例 | １人以上４人未満 | ２人以上 | ８時間以上 |
| Ａ型 | ４人以上 | ２人以上 | ８時間以上 |
| Ｂ型 | 10人以上 | ４人以上 | 10時間以上 |
| Ｂ型特例 | 30人以上 | 10人以上 | 10時間以上 |

２　24時間保育は、終日いずれの時間帯においても第３条に掲げる保育サービスを提供するものとする。

３　休日保育は、以下に掲げる日に第３条に掲げる保育サービスを提供するものとする。ただし、以下に掲げる日であっても、診療日として表示する日を除く。

(１)日曜日

(２)国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に規定する休日

(３)12月29日から翌年１月３日（前号に掲げる日を除く。）までの日

別表第２（第５条関係）

病児等保育の実施内容等

１　対象児童

(１)医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な院内保育所に通所している児童で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童

(２)保育所に通所している児童ではないが、(１)と同様の状況にある児童（小学校低学年児童等を含む。）

２　対象疾患等

感冒、消化不良症（多症候性下痢）等乳幼児が日常罹患する疾患や、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患等とする。

また、原則として７日まで連続して保育することができるものとするが、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要があると認められる場合には、７日を超えて保育できるものとする。

３　施設

病児等の静養又は隔離の機能を持つ安静室を設けていること。また、安静室は病児等が２人以上横でき、１人当たりの面積が原則として1.65平方メートル以上であること。

４　職員配置等

(１)病児等保育を専門に担当する職員として、看護職員を１名以上配置すること。

なお、病児等の児童数が２名を超える場合には、病児等２名に対し看護職員１名の配置を基本とすること。

(２)児童の受入れに当たっては、当該施設等の医療機関の医師により、当該児童を病児等保育の対象として差し支えない旨の確認を受けること。

(３)体温の確認等その健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫すること。

(４)他の児童への感染の防止に配慮すること。

５　利用事務手続等

(１)利用事務手続きについては、実施施設ごとに定めることとするが、保護者の利便を考慮し、弾力的な運用を図ること。

(２)利用申請があった場合は、受入上支障のない限り、速やかに利用の決定を行うこと。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用申請等の書面による手続は、事後であっても差し支えないものとする。

６　保育料の徴収

病児等保育の実施に係る費用については、１日当たり3,200円以内で保護者より徴収するものとする。ただし、飲食物に係る費用を別途徴収することを妨げない。

７　その他

病院等従事職員の委託を受けて病児等保育を実施するほかに、市町村等の保育担当部局や施設周辺の保育所等と情報交換を行い、実情に応じて病児等児童の保育受入れを行うものとすること。

別表第３（第８条関係）

補助対象経費及び補助額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　基準額 | ２　対象経費 | ３　補助率 |
| 各院内保育施設につき(１)により算定した基本額より別表第４に定める保育料収入相当額を控除した額に、院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額と、(２)により算定した加算額との合計額とする。(１)基本額（Ａ型特例）１人×180,800円×運営月数　　　　　　　　（Ａ型）　　２人×180,800円×運営月数（Ｂ型）　　４人×180,800円×運営月数（Ｂ型特例）６人×180,800円×運営月数(２)加算額(24時間保育を行っている施設)23,410円×運営日数(病児等保育を行っている施設)187,560円×運営月数(休日保育を行っている施設)11,630円×運営日数 | 院内保育所運営事業を行うために必要な保育士等の職員の人件費（給料、諸手当等）及び委託料（上記経費に該当するもの。(注)） | 第６条第１号、第３号、第12号及び第13号を除く補助事業者　３分の２第６条第１号、第３号、第12号及び第13号の補助事業者２分の１ |

(注)

定員枠等やむを得ない事情により運営を関係団体に委託している場合は、次の条件を満たしている場合に限り、「委託料」（保育士等の人件費相当分のみ）を補助対象経費とする。

ア　委託契約が締結され契約書が作成されていること。

イ　委託先は、委託者が十分指導監督できる団体であること。

ウ　委託者が院内保育所運営事業の管理責任者であること。

エ　原則として院内保育所運営事業に必要な経費の大部分を委託者が負担していること。なお、契約書等に保育士等職員の人件費等が明示されていること。また、決算書等については委託費の内容が事業ごとに明示されること。

オ　受託者は、受託業務を善良なる管理者の注意をもって処理する旨が契約書に明記されていること。

カ　契約書を申請書に添えて知事に提出すること。

別表第４

保育料収入相当額及び負担能力指数による調整率の算出方法

１　保育料収入相当額は、24,000円に保育月数を乗じた金額の合計とする。

また、保育料収入相当額の算出に当たって対象となる上限の人数は、次表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 種別 | 保育児童 |
| Ａ型特例 | １人 |
| Ａ　　型 | ４人 |
| Ｂ　　型 | 10人 |
| Ｂ型特例 | 18人 |

２　負担能力指数とは、補助を受けようとする年度の前々年度の病院決算における当期余剰金を、補助を受けようとする年度の院内保育所運営費に係る設置者負担額（高知県院内保育所運営支援事業費補助金交付前の額）で除した数値とする。

ただし、院内保育施設運営費は、院内保育施設運営費支出予定額と以下に定める標準経費とを比較して少ない方の額とする。

標準経費＝保育士等の数×標準人件費＋その他の経費

(注)

(１)保育士等の数は、当該年度の４月１日（土曜日又は休日の場合は直後の平日とする。）現在の院内保育施設利用職員の児童数を、以下に定める院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数で除して得た数値（小数点第２位を四捨五入する。）とする。ただし、算出された保育士等の数がＡ型特例及びＡ型にあっては２人、Ｂ型にあっては４人、Ｂ型特例にあっては10人を下回る場合は、当該院内保育施設の保育士等の数は、Ａ型特例及びＡ型は２人、Ｂ型は４人、Ｂ型特例は10人とする。

(２)その他の経費は、院内保育施設運営費支出予定額から保育士等の職員の人件費を除いた経費のうちの知事が認めた額とする。ただし、借入金の返済、土地購入費等の資本取引に係る経費及び保育士等の職員の給食費等院内保育施設の運営費以外の費用は認めないものとする。

(３)標準人件費は、以下に定める院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費とする。

○院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数算出基準児童数

2.6人

○院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費

年額3,186,000円

３　負担能力指数による調整率は、次表のとおりとする。ただし、院内保育施設設置後３か年を経過していない施設にあっては適用しない。

|  |  |
| --- | --- |
| 負担能力指数 | 調整率 |
| ５未満 | 1.0 |
| ５以上20未満 | 0.8 |
| 20以上 | 0.6 |

別表第５（第10条－第12条関係）

１　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

２　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

４　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。